

本部長指示事項

- 1 各局区は強い危機感を持って県が示す緊急事態措置事項にスピーディに対応すること
- 2 各局区は、市民の皆様に対して、不要不急の外出、特に午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛について、広く周知すること
- 3 市民利用施設や市主催等のイベントについて、準備が整い次第、午後8時以降の利用制限等を実施すること。ただし、更なる感染拡大がみられる場合には、市民利用施設等の利用制限の強化を検討すること
- 4 各局区は、保健所の陽性者対応や、今後予定されているワクチン接種業務等の保健福祉局の協力要請に、全庁挙げて対応すること
- 5 各局区は改めて「職員感染予防ガイドライン」による基本的な感染予防対策を徹底するとともに、テレワークや時差出勤等、あらゆる手段を講じて職員同士の接触機会の低減を図ること。また、現下の状況で真に必要な新型コロナウイルス業務に注力するため、直ちに優先すべき業務を洗い出し、全庁を挙げた職員動員体制を確保すること